



～一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの～をめざして～

ちくしの女性センターニュース

2018年
2月

女性への暴力防止に関するトピックス！

日本で 110年ぶりに刑法が改正されました！～性犯罪が厳罰化～

性犯罪は、人の尊厳を深く傷つける重大な犯罪です。被害者は心身に危害を加えられるばかりか、「被害者の方に非があったのでは」などと、心ない批判にさらされ、二重に傷つけられるということもあります。また、加害者が親族や友人など身近な人である場合も少なくないため、被害届が出される件数は実際の発生数のごく一部でしかないというのが現実です。

これまでの刑法は、法律上において女性の性や人権が財物より軽んじられているとの指摘もありました。また、親告罪のため被害者の告訴がなければ起訴ができず、被害者の精神的負担が大きいことから、非親告罪化も求められていました。

このような背景や実情から、なんと、明治時代の制定以来 110年ぶりに刑法の性犯罪規定が改正され、平成 29年 7月 13日に施行されました！

(1) 「強姦罪」⇒「強制性交等罪」に名称変更

暴力や脅迫によって無理やり性行為をする「強姦罪」の名称が「強制性交等罪」に変更されました。名称の変更に伴い、以下のように内容が変わりました。

- ・被害対象が広がる「女性のみ」⇒「男性も含める」
- ・罰則をより厳しく「3年以上」⇒「5年以上」

(2) 「監護者わいせつ罪」と「監護者性交等罪」を新設

親など監護・保護する立場の人が、18歳未満の子どもと性行為やわいせつな行為をした場合に、暴力や脅迫がなくても処罰できるようになります。

- ・わいせつ行為は 6カ月以上 10年以下の懲役
- ・性行為は 5年以上の有期懲役に処されます。

(3) 「親告罪」の廃止

今までの強姦罪や強制わいせつ罪などの性犯罪は、被害者本人が加害者への処罰を求める告訴という手続きをとらなければ、起訴できませんでした。この「親告罪」と呼ばれる規定が削除され、全ての性犯罪で告訴がなくても起訴できるようになりました。

(4) 強盗強姦罪、刑罰の統一

改正前は、強盗と強姦の両方をした場合、犯行の順番によって刑罰に差が出ていました。

この違いを是正するため、「強盗・強制性交罪」を新設し、犯行の順番に関わらず「無期または7年以上の懲役」に統一しました。

主な改正点

2月関連セミナーのお知らせ【主催：生涯学習課】

「こども時代に身につけられる、一生ものチカラ

～大学教育の現場で感じる『体験』と『ふりかえり』の重要性～

TVでおなじみの
和栗百恵さんが
筑紫野市に！

日時：2月24日(土) 14:00～16:00

場所：筑紫野市生涯学習センター 3階 視聴覚室

※参加費無料！※事前申込み不要！（定員 140人）

※託児 有（要申込み）（先着 10人、未就学児のみ）

【託児申込み・問い合わせ先】生涯学習課 TEL 092-918-3535

講師：和栗 百恵さん

福岡女子大学国際文理学部准教授
RKB「今日感テレビ」、TNC「土曜
News ファイル CUBE」レギュラ
ーコメンテーター。福岡市男女共
同参画推進センターアドバイザー

若い頃のさまざまな『体験』が、人生の基盤となっていくと言われています。「自らの生き方を切り開く能力を培う」ために、学生たちに『体験』を通じた学習を実践されている和栗さんをお招きして、男女共同参画の視点からお話を伺います。家庭教育学級の講座ですが、どなたでもご参加できます。これからのあなたの子育てのヒントが見つかるかも！

<1月の男女共同参画に関する啓発の取組み>

新成人
おめでとう！

今年も新成人へ

「デートDV」防止啓発リーフレットを配布しました！

恋人間で起こる、パートナーからふるわれる暴力を「デートDV」といいます。最近では、中学・高校生や大学生など若いカップルの間でも、交際相手からの暴力被害が発生しています。

筑紫野市では、DV対策のひとつとして「デートDV」の被害を防止するため、平成 30年 1月 7日に筑紫野市文化会館で行われた成人式で、新成人に「デートDV」防止啓発リーフレットを配布しました。

（今年の新成人は、対象者 1,138人、成人式出席者 812人）



<デートDV防止啓発リーフレット>

女性情報プラザの視聴覚資料のご案内（新着DVDのご紹介）

◎女性情報プラザでは、男女共同参画や女性問題に関する図書や視聴覚資料を各種取り揃えています。図書はひとり3冊まで2週間借りられます。ビデオやDVDは館内で視聴できます。

研修に最適！
必見のDVD

「わたしから はじめる 人権 女性の人権編」

育児、介護、職場など日常生活の中で起こる女性への差別をドラマ、ドキュメンタリー、解説と3つのパートで構成し、考えていきます。日常生活の中であたりまえとなっている価値観を見直してみる内容です。パートごとに、途中でDVDを止めて、考える時間をとることができるようになっており、付録のワークシートを活用すれば、職場等での男女共同参画研修に最適です。また、DVやセクシュアル・ハラスメントの解説、相談窓口も収録されています。



「私らしくマイノリィーを生きる 女性差別撤廃条約の今」

1985年、日本は女性差別撤廃条約を批准し、日本は条約の内容を報告する義務を負いました。それから数十年、日本ではいまだに家庭・学校・職場などで、さまざまな女性差別が存在しています。とりわけマイノリィーであることによって、より差別を受けている女性たちがいるのです。この作品では、複合的な差別を乗り越えようとしている当事者の声を紹介していきながら、声を上げる意義を考えていきます。また、男女共同参画について、人権の視点で見つめ直す必要性を考えさせられる内容です。

女性センター相談室のご案内



ひとりで悩んでいませんか？

TEL (092) 918-1311

夫婦のこと（DVや離婚など）、家族のこと、職場のこと（人間関係、セクハラ、パワハラなど）相談は無料です。秘密は守ります。

※面接相談は予約が必要です。
法律相談は、相談日の2週間前の水曜日から、電話で申し込んで下さい。

相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 (休館日、祝日除く)
女性弁護士による 法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00(1人30分)

<発行>：筑紫野市市民生活部男女共同参画推進課

〒818-0057 筑紫野市二日市南1-9-3（生涯学習センター内）

TEL：092-918-1311 FAX：092-923-0416 e-mail：danjo@city.chikushino.fukuoka.jp